

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

No	1	府省庁名	総務省
対象税目	固定資産税		
要望項目名	公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          電気通信基盤充実臨時措置法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画に従って、電気通信事業を営む者が、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要となる以下の対象設備について、課税標準の特例措置を適用する。</p> <p>① 対象者：電気通信事業を営む者（電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。）          ② 対象設備：公共アプリケーションを導入するために整備される光ファイバケーブル、サーバー用の電子計算機、ファイアウォール装置、ルーター又はスイッチ</p> <p>・特例措置の内容          拡充については、以下のとおり。</p> <p>① 対象事業者          資本金又は出資金の額を1億円以下とする要件を撤廃する。          ② 対象設備の設置場所          対象設備の設置場所に係る要件を次のとおり緩和する。          公共アプリケーションの提供先に条件不利地域（①過疎、②半島、③離島、④奄美、⑤小笠原、⑥沖縄（離島に限る。））の学校・病院等が含まれることを前提として、条件不利地域及び学校・病院等以外に設置された設備も対象とする。          ③ 特例期間          2年間の延長（平成27年3月31日まで）</p>		
関係条文	〔 地方税法附則第15条第29項 〕		
減収見込額	（初年度） ▲50 （ - ） （平年度） ▲114 （ - ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的          2015年頃を目途に、すべての世帯（100%）で超高速ブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想の実現を加速させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。</p> <p>このため、超高速ブロードバンドの利活用を促進する観点から、住民生活に密着した医療及び教育分野の公共アプリケーションの導入について民間事業者等にインセンティブを付与するとともに、サービス提供事業者の設備投資の促進等を通じて雇用機会の拡大や地域のICT産業等地域経済の活性化を図るための税制優遇措置を講じるものである。</p> <p>（2）施策の必要性          「光の道」構想の実現を加速させ、すべての国民がICTを徹底的に利活用することにより、高い生産性を持つ社会を構築し、我が国の持続的な経済成長を実現することは喫緊の課題。</p> <p>「日本再生戦略」（平成24年7月閣議決定）、「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）において、2015年頃を目途に「光の道」構想の実現が求められており、さらに、総務省が開催する「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において取りまとめられた「「光の道」構想の実現に向けて－基本的方向性－」（2010年5月）においても「基盤整備を加速化させるインセンティブとして、一定の公的支援を実施することが望ましい」とされているところ。</p> <p>現状（平成24年3月末現在）では、超高速ブロードバンドの利用率は約45%にとどまっており、超高速ブロードバンドの利用促進策を講じる必要がある。</p> <p>このため、当該税制優遇措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進するインセンティブを付与し、公共機関など地域の拠点施設において、超高速ブロードバンドを活用したアプリケーションの普及を図り、超高速ブロードバンドの利用率を向上させる。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17条） V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備
	政策の達成目標	2015年頃を目途に、すべての世帯（100%）で超高速ブロードバンドサービスを利用可能とすることにより、「光の道」構想の実現を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	平成23年度からの5ヶ年度で利用率100%とするため、上記期間中に超高速ブロードバンド利用率86%を達成する。
	政策目標の達成状況	超高速ブロードバンド利用率は、平成24年3月末現在で45%となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	1,784件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置を講じることにより、地域における拠点施設である学校や病院等の公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入が促進され、ひいては、生徒や患者等による超高速ブロードバンド利用率の向上が期待される。さらには、ICTサービス市場の活性化・創成、他産業への波及効果など、多大な経済効果が期待されるものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税：対象設備に係る特別償却の適用（法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	情報通信利用環境整備推進事業（要求額：1110百万円） 医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援する。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	2015年頃を目途に、すべての世帯で超高速ブロードバンドサービスを利用するという目標を実現するため、平成25年度予算要求において、上記事業（情報通信利用環境整備推進事業）を実施することにより、超高速ブロードバンドの利用可能率の向上を図る。 あわせて、超高速ブロードバンド利活用の向上の観点から、当該税制優遇措置により、民間事業者等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図る。
	要望の措置の妥当性	現状（平成24年3月末現在）では、超高速ブロードバンドの利用率は45%にとどまっており、さらなる利用率の向上を図るため、当該税制優遇措置により、民間事業者等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進するインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用促進策を講じることが必要不可欠。 しかしながら、平成20年後半以降の景気急落の影響によって企業収益が大幅に悪化したことで、中小企業の設備投資は急減している。また、公共アプリケーションの提供形態の多くがクラウドサービスによって行われている。さらに、事業者へのヒアリング等によると、対象設備の設置場所は、学校・病院以外に設置されることが多いことから、これらを踏まえた要件の見直しを行うことが必要である。 利用率の向上には、予算措置、税制措置のみならず、競争政策の一層の推進等あらゆる政策手段を動員することが必要であり、民間事業者等による投資のインセンティブを確保する意味でも、予算措置等とともに当該税制優遇措置による支援を行うことが妥当と考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	利用実績無し。												
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	利用実績がないため、現時点で効果を計ることができないが、本税制が適用されることで、地域における拠点施設である学校や病院等の公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入が促進され、ひいては、生徒や患者等による超高速ブロードバンド利用率の向上が期待される。さらには、ICTサービス市場の活性化・創成、他産業への波及効果など、多大な経済効果が期待されるものである。												
前回要望時の達成目標	平成23年度からの5ヶ年度で利用率100%とするため、平成23年4月1日から平成25年3月31日まで（2年間）の期間中に超高速ブロードバンド利用率60%を達成する。												
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>以下のとおり、平成23年度末の利用率は45%。</p> <p>平成22年度及び平成23年度における対前年度増加分は、それぞれ4.7%、4.3%とほぼ同様に推移しているが、公共アプリケーション利活用促進税制の利用実績がないため当初予定していた目標達成が遅れているところ。そのため、2015年頃を目途に、すべての世帯（100%）で超高速ブロードバンドサービスを利用可能とする「光の道」構想の実現を達成するには、公共アプリケーション利活用促進税制の拡充による利用率のさらなる向上が必要不可欠である。</p> <p>利用実績がない理由としては、本税制の対象設備の設置場所をサービス提供先である病院・学校等に限定したが、昨年3月の東日本大震災以降、BCP等の観点から、クラウドサービスの需要が高まり、対象設備が病院・学校等以外の施設に設置される傾向にあるというミスマッチに一因があると考えられる。</p> <p>また、東日本大震災の影響で、中小企業において設備投資が落ち込んだことも原因の一つとして考えられる。</p> <p>○超高速ブロードバンド利用率</p> <table border="1" data-bbox="384 999 1305 1133"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成21年度 (H22.3末)</th> <th>平成22年度 (H23.3 末)</th> <th>平成23年度 (H24.3 末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用率</td> <td>36.0%</td> <td>40.7%</td> <td>45.0%</td> </tr> <tr> <td>増加分</td> <td>—</td> <td>4.7%</td> <td>4.3%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成21年度 (H22.3末)	平成22年度 (H23.3 末)	平成23年度 (H24.3 末)	利用率	36.0%	40.7%	45.0%	増加分	—	4.7%	4.3%
年度	平成21年度 (H22.3末)	平成22年度 (H23.3 末)	平成23年度 (H24.3 末)										
利用率	36.0%	40.7%	45.0%										
増加分	—	4.7%	4.3%										
これまでの要望経緯	平成23年度 「光の道」 推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設												